

## 第4号議案

# 会則の改定について

## I. 町内会会則の改定について

### 1. 改定案

年3,600円(月額300円)を年3,000円(月額250円)に令和7年度(4月～)より改定する。

### 2. 改定理由

(1)過去3か年計画の中で入町費の撤廃、商店経営・工場・事業所町会費を一般家庭と同一金額に引き下げるなど負担の軽減策を進めてまいりましたが、町会費が近隣の西本町や本町の町会費(年3千円)と比較し高いとの指摘があったこと。 ※松原団地3.6千円・野出4千円・松原/元町/羽倉崎4.8千円(年)

(2)令和6年度に大型投資案件が終了、防犯灯・会館照明もすべてLED化が完了し恒常的な経費の引き下げが見込めること。

(3)各種クラブ活動から会館利用料の徴収(総計約年10万円)を始めたこと。

(4)銀行での硬貨の受け入れにはコストがかかること。

### 3. 会則改定

(町内会会則)

細則

(町会費納入)

(旧)

2. 町会費の納入金額は、年間3,600円とする。

但し、特定の物件(ワンルームマンション等)については、役員会議で決定する。



(新)

2. 町会費の納入金額は、年間3,000円とする。

但し、特定の物件(ワンルームマンション等)については、役員会議で決定する。

## II. 笠松町会館会則の改定について

会館の整備完了に伴い、利用者の意見に基づく会館運営に変更する為、「笠松町会館会則」と「会館使用規定」を改定します。

※別紙「笠松町会館会則新旧対比表」参照